

頁	新	旧
51	【保税蔵置場等の許可の要件（不適合者等の要件）】 表内 11. 保税蔵置場等の業務について関税法等に係る <u>法令を遵守するために必要な業務</u> の手順及び体制について規定した規則（ <u>保税業務規則</u> ）が整備されていない場合	11. 保税蔵置場の業務について関税法等に係る <u>法令遵守</u> のための業務の手順及び体制について規定した規則が整備されていない場合
52	（4）総合保税地域の許可の規準 ⑥規則の制定（第7号） 関税法その他の <u>法令を遵守する</u> ために必要な業務の手順及び体制に関する事項を規定した規則（ <u>保税業務規則</u> ）を定めているかどうか。	関税法その他の <u>法令遵守</u> のために必要な業務の手順及び体制に関する事項を規定した規則を定めているかどうか。
56	【特定保税承認者の承認の要件（不適合者等の要件）】 表内右欄：保税地域の許可の要件との比較 業務遂行能力の最後の欄 <u>法令を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項を規定した規則（保税業務規則：保税地域の形態別 関法規則第4条、第4条の14、第7条の2及び第7条の2の2）</u> を定めていない場合	<u>法令遵守</u> のために必要な業務の手順及び体制に関する事項を規定した規則を定めていない場合
56	【特定保税承認者の承認の要件（不適合者等の要件）】 表内：特定保税承認者の不適合者の欄 ⑩法令を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項を規定した規則（ <u>法令遵守規則：関法規則第4条の5及び第4条の11、</u> ）を定めていない場合	⑩法令を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項を規定した規則を定めていない場合
58	1. 指定保税地域 （3）<u>法令を遵守する体制</u>を整えるための措置 指定保税地域において貨物を管理する者が <u>法令を遵守する体制</u> を整えるために、次のような措置が取られます。 ① 指定保税地域において貨物を管理する者の規則の定め 指定保税地域において貨物を管理する者は、その指定保税地域の業務について、その者（法人である場合は役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者又は従業者が関税法その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項を規定した規則（ <u>保税業務規則：関法規則第3条の2</u> ）を定め、当該指定保税地域において貨物の管理を開始した後、遅滞なく、税関長に届け出なければならない（関法第41条の2）。	指定保税地域において貨物を管理する者の <u>法令遵守体制</u> を整えるために、次のような措置が取られます。 ① 指定保税地域において貨物を管理する者の規則の定め 指定保税地域において貨物を管理する者は、その指定保税地域の業務について、その者（法人である場合は役員を含む。）又はその代理人、支配人その他の従業者が関税法その他の法令の規定を遵守するために必要な業務の手順及び体制に関する事項を規定した <u>規則</u> を定め、当該指定保税地域において貨物の管理を開始した後、遅滞なく、税関長に届け出なければならない（関法第41条の2）。
157	1. 予備審査制度（予備申告制度）の骨子 表のタイトルを追加	
157	1. 予備審査制度（予備申告制度）の骨子 表内 予備審査制度のメリット ② <u>税関は、予備申告された貨物の検査の要否を事前に通知しても差し支えないと認められる場合には、原則として、輸入申告前に輸入者等に対して検査の要否を通知するので、貨物の引取りのための事前準備が行える。</u>	② 輸入する貨物の検査の要否の通知が、原則として、輸入申告前に行われるので、検査のための事前準備が行える。

157	1. 予備審査制度（予備申告制度）の骨子 表外の空白に追加 2 予備申告制度の利用の制限 <u>通関業者において、内容に誤りがある申告が継続して行われていることを確認した場合等に、当該通関業者による予備審査制度の利用を認めないものとする。なお、AEO 通関業者（認定通関業者）はこの利用の制限対象から除外される。</u> 3 検査の事前通知を行わない貨物（令和 8 年 7 月 21 日実施） <u>予備申告された貨物がマニフェスト等による輸入申告（注）である場合には、次のいずれかの貨物である場合を除き。当該貨物の事前の検査通知は行わない。</u> <u>①特例輸入者が輸入する貨物又は認定通関業者が申告する貨物</u> <u>②税関長が適当と認める者が輸入する貨物又は申告する貨物</u> <u>・検査の事前通知を求める輸入者等（以下「申出者」という。）が特例輸入者の承認又は認定通関業者の認定を受けることが見込まれること。</u> <u>・申出者が輸入申告予定日までの間、かつ、予備申告前に、予備申告しようとする貨物の情報を輸出入・港湾関連情報システム（NACCS）に提供できること。</u> <u>・申出者による輸入申告の誤りの発生状況から。貨物の適正な通関状況に支障が生じておらず、かつ、生じる恐れのないこと。</u> <u>なお、申出者は、「検査の事前通知を求めることの申出書」を、予備申告を行うとする税関営署に提出する必要がある、当該税関営署は検査の事前通知が適当であると認める場合には「検査の事前通知の実施通知書」申出者に通知する。</u> <u>（注）マニフェスト申告（関税法基本通達 67-4-6、67-4-7）</u> <u>航空貨物混載業者が扱う貨物で、次に掲げる全ての条件に該当する貨物については、混載貨物の荷受人ごとの輸入（納税）申告書に代えて、「輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）」（C-5050）にマニフェストを添付して輸入申告を行うことができる。</u> <u>（1）混載貨物運送状（House Air Waybill）に基づく貨物であって、一の混載貨物運送状に係る貨物について関税定率法第 14 条第 18 号《課税価格 1 万円以下の少額貨物の無条件免税》の規定が適用されるもの</u> <u>（2）消費税以外の内国消費税の課税対象とならないもの</u> <u>（3）関税法第 70 条第 1 項又は第 2 項《証明又は確認》の規定による他法令の証明又は確認を要しないもの</u> <u>（4）関税法第 71 条《原産地を偽った表示等がされている貨物の輸入》に規定する表示がなされていないもの</u> <u>この場合、貨物の輸入者名、品名、数量、価格、積載機名、House Air Waybill 番号等の事項 を申告して輸入申告を行う。</u>
-----	---

508	[20] 軽減税率適用貨物に係る規制《定率法第 20 条の 2》 2. 規制の対象貨物			
	定率法別表の番号	品名	用途	
	2309.90-2-(1)-A	飼料用調製品	ホワイトヴィール用 子牛の育成用	
	<u>2710.12-1-(1)-C-(a)</u> <u>2710.20-1-(1)-C-(a)</u>	<u>揮発油</u>	<u>石油化学製品製造用</u>	
	<u>2710.12-1-(2)-B-(a)</u> <u>2710.19-1-(1)-B-(a)</u> <u>2710.20-1-(2)-B-(a)</u>	<u>灯油</u>	<u>石油化学製品製造用</u>	
	<u>2710.12-1-(3)-A</u> <u>2710.19-1-(2)-A</u> <u>2710.20-1-(3)-A</u>	<u>軽油</u>	<u>石油化学製品製造用</u>	
	2710.19-1-(3)-A-(a) 2710.19-1-(3)-B-(a) 2710.20-1-(4)-A-(a) 2710.20-1-(4)-B-(a)	重油及び粗油	製油用	
				定率法別表の番号
				品名
				用途
				2309.90-2-(1)-A
				飼料用調製品
				ホワイトヴィール用 子牛の育成用
				2710.19-1-(3)-A-(a)
				重油及び粗油
				製油用
				2710.19-1-(3)-B-(a)
				2710.20-1-(4)-A-(a)
				2710.20-1-(4)-B-(a)
568	[13] 軽減税率の適用手続《暫定法第 9 条》 2. 軽減税率の適用手続を要する貨物			
	<u>(13) ～ (15)</u> 削除 (注) (1) から (11) までの物品は、関税割当制度の対象物品である。			<u>(13) 揮発油（軽質油のもの）（石油化学製品製造用のもの）</u> <u>(14) 灯油（石油化学製品製造用のもの）</u> <u>(15) 軽油（石油化学製品製造用のもの）</u> (注) (1) から (11) までの物品は、関税割当制度の対象物品である。
649	[4] その他の公表品目 1. 経済産業大臣等の確認を要するもの（事前確認制度）			
	(6) ①特定の国を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する特定の動物又は植物、② <u>全地域を原産地とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げるもの（(i) サイガ（出所が不明のもの等）(ii) ヨーロッパナギ（成体まで育成することが極めて困難な成体の卵等から育成されたもの）</u> 、③インド、 <u>イスラエル</u> が附属書Ⅲに掲げた種に属する動物又は植物及び④①～③の個体の一部及びは派生物（2 号承認及び他の項目での事前確			(6) ①特定の国を原産地又は船積地域とするワシントン条約附属書Ⅱに掲げる種に属する特定の動物又は植物、② <u>インド、イスラエル及びフィリピンを原産地又は船積地域とする附属書Ⅱに掲げる動物又は植物及び③インドが附属書Ⅲに掲げた種に属する動物又は植物並びに①、②、③の個体の一部及派生物（2 号承認品目及び他の項目での事前確認を受けるべきものを除く。）</u> (三－7 の (2)) 経済産業大臣

	認を受けるべきものを除く。）（三－七の（二））	経済産業大臣	
--	-------------------------	--------	--